

平成31年度遠野市水道事業会計予算要領

1 第2条の業務予定量の概略

区 分	上水道事業	簡易水道事業	受託小規模給水事業
(1) 給水戸数	7,300戸	2,110戸	120戸
(2) 年間総給水量	1,707,300m ³	441,200m ³	21,300m ³
(3) 一日平均給水量	4,678m ³	1,209m ³	58m ³
(4) 主な建設改良事業	営業設備事業 112,300千円 配水設備事業 197,139千円 配水設備改良事業 571,505千円	営業設備事業 34,070千円 配水設備改良事業 54,000千円	/

2 第3条予算の収益的収入及び支出は、収入合計 782,147千円に対し、支出合計 754,888千円で、差し引き27,259千円の黒字を見込んでいます。

○収益的収入及び支出

(単位：千円)

区 分		予算額	構成比 (%)	備 考
収益的収入	第1款 上水道事業収益	550,905	70.4	給水収益 460,340 他会計負担金 2,399 他会計補助金 18,100 自家発電売電料 11,300 その他 58,766
	第2款 簡易水道事業収益	218,449	27.9	給水収益 123,865 他会計負担金 1,493 他会計補助金 73,917 その他 19,174
	第3款 受託小規模給水事業 収益	12,793	1.7	給水収益 5,793 受託工事料金 7,000
	合 計	782,147	100.0	
収益的支出	第1款 上水道事業費用	446,563	59.2	原水及び浄水費 52,636 配水及び給水費 48,216 総係費 87,848 減価償却費 198,166 資産減耗費 34,626 支払利息 13,049 消費税及び地方消費税 10,000 その他 2,022
	第2款 簡易水道事業費用	282,501	37.4	原水及び浄水費 54,171 配水及び給水費 51,516 総係費 1,982 減価償却費 134,347 資産減耗費 4,150 支払利息 32,203 消費税及び地方消費税 4,000 その他 132
	第3款 受託小規模給水事業 費用	24,824	3.3	受託管理費
	第4款 予 備 費	1,000	0.1	
	合 計	754,888	100.0	

(構成比は、小数点第2位を四捨五入、端数調整あり)

- 3 第4条予算の資本的収入及び支出は、収入合計 827,271千円に対し、支出合計 1,237,709千円となっており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 410,438千円は、当年度分損益勘定留保資金 309,663千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額89,895千円及び減債積立金10,880千円で補填しようとするものです。

○資本的収入及び支出

(単位：千円)

区 分		予算額	構成比 (%)	備 考
資本的収入	第1款 上水道事業資本的収入	721,222	87.2	国庫補助金 197,325 企業債 303,800 他会計出資金 220,094 その他 3
	第2款 簡易水道事業資本的収入	106,049	12.8	工事負担金 301 企業債 25,500 他会計出資金 80,242 その他 6
	合 計	827,271	100.0	
資本的支出	第1款 上水道事業資本的支出	989,153	79.9	営業設備費 112,300 配水設備費 197,139 配水設備改良費 571,505 事務費 19,840 企業債償還金 88,369
	第2款 簡易水道事業資本的支出	248,556	20.1	営業設備費 34,070 配水設備改良費 54,000 企業債償還金 160,486
	合 計	1,237,709	100.0	

(構成比は、小数点第2位を四捨五入)

4 第5条企業債

起債の目的	限度額(千円)	利 率
上水道電気機械設備改良事業	45,000	4.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
上水道配水設備改良事業	258,800	
簡易水道配水設備改良事業	25,500	
合 計	329,300	

- 5 第6条の一時借入金の限度額は、100,000千円と定めています。
- 6 第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費61,616千円、交際費10千円となっています。
- 7 第8条の高料金対策等に要する経費として一般会計から受ける補助金は、92,020千円となっています。
- 8 第9条のたな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定めています。
- 9 受託小規模給水施設の工事は、大野平取水堰改良工事等を予定しています。